

(様式第 2 - 12 号)

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

佐賀県白石町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧白石町地域

(1) 現況

旧白石町地域は、有明海沿岸に広がる広大な平坦地域と、杵島山麓の中山間地域からなっており、平坦地域では、大規模圃場の土地条件を活かした米、麦、大豆の生産や、これらとイチゴ、アスパラガス、小ネギなどの施設野菜、タマネギ、レンコン、キャベツ、レタスなどの露地野菜を組み合わせた複合経営が行われている。また、中山間地域ではミカンなどの生産が行われている。

また、化学肥料や化学農薬を低減し、環境と調和した農業生産に取り組む事例も見られる。

こうした状況の中で、集落の過疎化や農家以外との混住化、農業者の高齢化の進行等に伴い集落機能が低下してきており、農用地や水路、農道、法面等の保全管理等が困難になるなど、多面的機能の発揮に支障がでていることから、その維持・回復に向けた取組の強化が必要となっている。

また、環境の保全や食の安全・安心に対する消費者の関心が高まる中で、環境負荷の低減にもつながる環境保全型農業の取組が必要である。

(2) 目標

旧白石町地域では、農業者と地域住民や関係団体等が協力しながら、法第 3 条第 3 項第 1 号、第 2 号、第 3 号に掲げる事業を推進することなどにより、農業生産の維持、農地及び農業用施設の保全管理、環境保全型農業の推進等を図り多面的機能の発揮を促進する。

2. 旧福富町地域

(1) 現況

旧福富地域は、有明海沿岸に広がる広大な平坦地域からなっており、平坦地域では、大規模圃場の土地条件を活かした米、麦、大豆の生産や、これらとイチゴ、アスパラガス、小ネギなどの施設野菜、タマネギ、レンコン、キャベツ、レタスなどの露地野菜や畜産を組み合わせた複合経営が行われている。

また、化学肥料や化学農薬を低減し、環境と調和した農業生産に取り組む事例も見られる。

こうした状況の中で、集落の過疎化や農家以外との混住化、農業者の高齢化の進行等に伴い集落機能が低下してきており、農用地や水路、農道、法面等の保全管理等が困難になるなど、多面的機能の発揮に支障がでていることから、その維持・回復に向けた取組の強化が必要となっている。

また、環境の保全や食の安全・安心に対する消費者の関心が高まる中で、環境負荷の低減にもつながる環境保全型農業の取組が必要である。

(2) 目標

旧福富町地域では、農業者と地域住民や関係団体等が協力しながら、法第3条第3項第1号、第3号に掲げる事業を推進することなどにより、農業生産の維持、農地及び農業用施設の保全管理、環境保全型農業の推進等を図り多面的機能の発揮を促進する。

3. 旧有明町地域

(1) 現況

旧有明町地域は、有明海沿岸に広がる広大な平坦地域と、杵島山麓の中山間地域からなっており、平坦地域では、大規模圃場の土地条件を活かした米、麦、大豆の生産や、これらとイチゴ、アスパラガス、小ネギなどの施設野菜、タマネギ、レンコン、キャベツ、レタスなどの露地野菜を組み合わせた複合経営が行われている。また、中山間地域ではミカンなどの生産が行われている。

また、化学肥料や化学農薬を低減し、環境と調和した農業生産に取り組む事例も見られる。

こうした状況の中で、集落の過疎化や農家以外との混住化、農業者の高齢化の進行等に伴い集落機能が低下してきており、農用地や水路、農道、法面等の保全管理等が困難になるなど、多面的機能の発揮に支障がでていることから、その維持・回復に向けた取組の強化が必要となっている。

また、環境の保全や食の安全・安心に対する消費者の関心が高まる中で、環境負荷の低減にもつながる環境保全型農業の取組が必要である。

(2) 目標

旧有明町地域では、農業者と地域住民や関係団体等が協力しながら、法第3条第3項第1号、第2号、第3号に掲げる事業を推進することなどにより、農業生産の維持、農地及び農業用施設の保全管理、環境保全型農業の推進等を図り多面的機能の発揮を促進する。

3 法第6条第2項第1号の区域内において、その実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧白石町区域	法第3条第3項第1号、第2号、第3号に掲げる事業
②	旧福富町区域	法第3条第3項第1号、第3号に掲げる事業
③	旧有明町区域	法第3条第3項第1号、第2号、第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において、特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1 法第3条第3項第1号に掲げる事業を効果的に推進するため、県、佐賀県土地改良事業団体連合会、佐賀県農業協同組合中央会及び佐賀県農業会議等と連携しながら、法第5条第1項に基づく基本方針に規定する推進組織を構築し、農業者団体等が行う地域ぐるみの共同活動を支援する。

2 法第3条第3項第2号に掲げる事業について、下記のように定める。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちの要件を満たす農振農用地区域内の農用地及び地域計画区域内であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha

未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

白石町全域

イ 対象農用地

対象農用地は、次に掲げる（ア）及び（イ）のいずれかを満たす農用地とする。

（ア）急傾斜農用地（勾配が田 1/20 以上、畑 15 度以上）

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

（イ）緩傾斜農用地（勾配が田 1/100 以上 1/20 未満、畑 8 度以上 15 度未満）のうち、次の（a）から（c）までのいずれかを満たす場合。

（a）急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担（急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）している。

（b）急傾斜農用地と営農上の一体性の有する緩傾斜農用地

同一集落内において、一団の急傾斜農用地と一団の緩傾斜農用地が営農上の一体性を有する（耕作者等が概ね重複し、かつ、それらの耕作者等により共同取組活動が行われている）。

（c）高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる緩傾斜農用地

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国の中山間地域の平均以上（高齢化率 30% 以上、耕作放棄率：田 5% 以上、畑（草地含む。）10% 以上）である。

2 集落協定の共通事項

（1）構成員の役割分担

集落協定を締結する集落は、集落の実情に応じた協定の対象となる農用地（以下「協定農用地」という。）及び水路・農道等についての管理方

法及び管理体制を定める。

ア 協定農用地の管理方法

協定農用地については、農業者自ら、集落内外の担い手等が貸借、受託等により管理する等、集落協定参加者が協定に基づき管理する。

また、水路・農道等については、集落、水利組合、土地改良区等が草刈り、泥上げ等を行う。

イ 集落協定の実施体制

集落協定の実施体制については、集落の構成員の役割分担を明確にすることが必要であり、代表者、書記担当、会計担当、共同機械担当、水路・農道等の管理担当等を置き、責任の明確化を図ることとする。

また、水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等、集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となる者を集落協定で指名する。

(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項

ア 集落協定において、農業生産活動等及び多面的機能を増進する活動について、具体的に取り組む事項を記載する。

なお、多面的機能を増進する活動については、一つ以上の取組を選択して行うこととする。

イ 集落協定及び個別協定は、令和8年度以降に締結することも可能とする。

(3) 集落マスタープラン

ア 集落協定の将来像の明確化

集落の実情を踏まえ、集落協定の参加者の総意の下に、当該協定が目指す農業生産活動等の体制整備に向けた10～15年後の目標を明確に記載することとする。

イ 具体的活動計画

アにより定めた目標を実現するための、協定認定年度から5年間の具体的な活動計画を記載することとする。

(4) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項（ただし、中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の3の(2)のアの交付単価の額の交付金の交付を受ける集落協定の場合についてのみ必須）

ア ネットワーク化活動計画の作成

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第7の1の(3)のオに基づき農業生産活動が継続的に行われるための体制づくりを推進するために協定参加者で合意形成を図り作成する。

3 対象者

- (1) 集落協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等
- (2) 個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う認定農業者等（認定農業者、認定新規就農者、これに準ずる者として町長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等）
認定農業者に準ずる者とは、白石町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に即すると町長が認定した者とする。